

第 2 1 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 4 年 6 月 3 日 (金)

午前 1 0 時

場 所 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 令和 4 年 第 2 回 (6 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 会 期 案 に つ い て . . . **資 料 1**

6 月 8 日 (水) から 6 月 2 4 日 (金) ま で の 1 7 日 間

(2) 宇 部 ・ 山 陽 小 野 田 消 防 組 合 議 会 の 報 告 に つ い て

申 し 合 わ せ 事 項 4 4 に よ り 行 う。

○ 申 し 合 わ せ 事 項

(一 部 事 務 組 合 議 会 の 報 告)

44 宇 部 ・ 山 陽 小 野 田 消 防 組 合 議 会 の 報 告 は、3 月 と 6 月 の 定 例 会 初 日 に 行 う。

(3) 請 願 書 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 2**

- ・ 「加 齢 性 難 聴 者 の 補 聴 器 購 入 に 対 す る 公 費 助 成 制 度 の 創 設 を 求 め る」 請 願 書

(4) 議 員 派 遣 に つ い て

6 月 定 例 会 最 終 日 に 決 定 す る。

○ 第 2 3 回 山 口 県 市 議 会 議 員 研 修 会 (オ ン ラ イ ン 研 修 会)

- ・ 日 時 7 月 2 9 日 (金) 午 前 9 時 4 5 分 ~ 午 後 0 時
- ・ 会 場 各 市 議 会 の 会 場 (予 定)

(5) 議 事 日 程 案 に つ い て . . . **資 料 3**

(6) 陳 情 ・ 要 望 書 等 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 4**

- ・ 陳 情 書 (山 口 県 岩 国 児 童 相 談 所 の 不 作 為 に よ る 要 保 護 児 童 の 自 殺 に 関 す る 陳 情 書)
- ・ 日 台 友 好 議 員 連 盟 を 立 ち 上 げ て い た だ き た い
- ・ 人 権 侵 害 に 対 す る 救 済 申 立

- ・コロナ感染拡大防止策に関する陳情書
- ・陳情書（女性トイレの維持及びその安心安全の確保について）
- ・陳情書（市民からの意見をしっかりと議論しモニター制度を確立していただきたい）
- ・国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- ・陳情書（大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について）
- ・沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
- ・申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。）

2 山陽小野田市議会会議規則の改正について・・・資料5

3 申し合わせ事項の改正について・・・資料6

4 会派人数について見直しをお願い・・・資料7

5 議会運営改善についての申し入れ・・・資料8

6 その他

(1) 全員協議会の開催日時

6月8日（水）午前9時から 議運決定事項の報告

(2) その他

令和 4 年第 2 回（6 月）定例会議案名（案）

市長提出案件（議案 5 件、報告 4 件）

○民生福祉常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 4 2 号 令和 4 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）について（高齢）
- (2) 議案第 4 3 号 山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について（健康）

○産業建設常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 4 4 号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について（商工）
- (2) 議案第 4 5 号 財産の減額貸付けについて（農林）

○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 4 1 号 令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 2 回）について（財政）

○報告（4 件）

- (1) 報告第 1 号 繰越明許費予算の繰越しについて（財政）
- (2) 報告第 2 号 病院事業会計建設改良費予算の繰越しについて（病院）
- (3) 報告第 3 号 水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて（水道）
- (4) 報告第 4 号 下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて（下水）

○行政報告

- ・ 山陽小野田市土地開発公社の令和 3 年度決算概要及び令和 4 年度事業計画概要について（土木）

「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公費助成制度の創設を求め
る」に関する請願書

2022年 6 月 2 日

紹介議員

森山喜久 印
伊場 勇 印



山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様

「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公費助成制度の創設を求める」請願

貴職が山陽小野田市政の発展、市民の安全と生活向上のため日夜奮闘されている事に敬意を表します。

さて、高齢化社会が進む中、加齢に伴い耳が聞こえづらくなり、仕事や社会生活に困る難聴の高齢者が増えています。加齢による難聴を自然現象として済ませるのではなく、適切なケアが必要です。

加齢による難聴は、認知症やうつの原因になる事も明らかになっています。しかし、補聴器は高額であり、低年金の高齢者には購入が困難であるため公費助成制度の創設が求められます。私たち年金者組合は、補聴器購入に対する公費助成制度の創設を求める署名活動を進め、高松市議会議長と藤田市長に届け、制度の実現を目指しています。

補聴器購入に公的助成を求める声は広がり、2021年9月末現在、183の地方で公的助成を求める意見書が採択され、助成が実施される自治体も次々生まれています。難聴が緩和されれば、高齢者が安心して社会生活に参加し、働く事ができ、認知症予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながるのではないのでしょうか。

私たちは一日も早く、実現することを願っています。高齢者の切実な願いに貴職が応えてくださるよう請願します。 以上

2022年5月 吉 日

年金者組合 山陽小野田支部

支部長 石井 勇

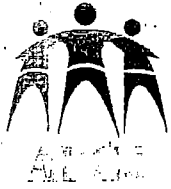
山陽小野田市大休団地5-1

電話

令和 4 年第 2 回（6 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
6	8	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・報告 4 件を一括報告及び質疑 ・議案 5 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
6	9	木	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
			午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
6	10	金	午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
6	11	土		休 会	
6	12	日		休 会	
6	13	月		委員会	・予備日
6	14	火	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（ 人）
6	15	水	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（ 人）
6	16	木	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（ 人）
6	17	金	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（ 人）
6	18	土		休 会	
6	19	日		休 会	
6	20	月	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（ 人）
6	21	火		休 会	

6	22	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
6	23	木		休 会	・議事整理日
6	24	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・議員派遣について ・閉会中の調査事項について



子どもに対する人権侵害を阻止する会

Associations to Prevent human rights violations against Children
conducted by child guidance centers of Japan

陳 情 書

山陽小野田市議会議員 林

令和4年2月25日

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会
広島県広島市東区尾長東 3-15-17

代表 江邑幸一
(広島県庁職員)

山口県岩国児童相談所の不作為による要保護児童の自殺に関する陳情書

<要 旨>

山口県の関係機関に第三者委員会開催の意見書を提出することを要望します。

1 事件の概要

- 発生日時 平成26年11月12日
- 発生場所 山口県岩国市
- 該当者 原田寛世 当時16才
山口県立岩国商業高校1年生(岩国児童相談所での要保護児童)
- 状況 自宅にて首つり自殺



2 原因

- 小学校2年生(8才)頃から母親・祖父母による、姉妹の対応の差による児童虐待により、姉妹の関係も悪くなり、亡くなる何年も前から、姉妹間で母親とも話をしない状況だった。
- 娘は、母親・祖父母が大嫌いで岩国から出たいと願っており、平成26年4月末、平成26年7月末岩国市から家出を行った。(2回ともに父が保護した)
- 岩国児童相談所が保護しないで岩国市の自宅へ返さなければ確実に自殺は起きなかった。
- ADHD(注意欠如多動性障害)と診断されたが、上記にも記入しているが、姉妹の対応の差による児童虐待により、うつ状態であったにも関わらず、岩国児童相談所での対応もなく、自殺を防がなかった。うつ状態でなければ自殺はしない。
- 岩国児童相談所での要保護児童であったが、母親との関係改善の指導等行われず、帰りたくないと何年も意思表示しているにも関わらず、自宅に戻すことが事態を悪化させた。
- 児童養護施設あけぼの寮も関係していたが、生活指導のみの対応であったため、母親との関係改善の指導は一切行われなかった
- 岩国児童相談所は平成26年4月末の家出時に自殺願望があることは知っていたが、対応していない。
- 結果としてそれぞれの機関が対応(母親との関係改善の指導を行わず自宅へ返したこと)を怠ったことが最悪の事態の自殺という結果となった。
このことから、以下の4点を盛り込んだ確実な実施を求めます。

3 理由

- 山口県が関わっていた、岩国児童相談所での要保護児童が自殺と痛ましい事件にも関わらず、全く対応されていない。
- 以下の4点を盛り込んだ確実な実施を求めます。
- 岩国児童相談所での要保護児童の自死について、第三者委員会を開催すること。
- 山口県において第三者委員会を実施し、自殺に至った経緯及び背景等を明らかにし、原因の究明と各行政機関の対応を検証し、すべて公開すること。
- 再発防止の対策を公開すること。
- 国家賠償請求訴訟の原告の内容を認め、原田寛世に公式に謝罪すること。

台北駐福岡經濟文化辦事處

山陽小野田市議會

議長 高松 秀樹 先生

拝啓 梅花の候 ますますご清祥の事とお喜び申し上げます。駐福岡台湾総領事の陳銘俊と申します。平素より台湾との友好親善へのご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響が世界的に続き、相互往来が制限されている状況ではありますが、台湾と日本との関係はお陰様で大変良好でございます。このたび台湾に対する日本人の意識調査が発表され、「親しみを感じる」との回答が約8割に上り、「もっとも親しみを感じるアジアの国・地域」として台湾を挙げた人は約5割で最多でした。一方で日本に対する台湾人の意識調査では、一番好きな国は日本とし、実に約9割もの若者が移住したい国に挙げております。

日台は、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観をもち、これまで様々な交流を通して、相互理解につとめ、お互いを尊重しながら信頼を深め、友好的な関係を築き上げてきました。地震や水害などの自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、お互いが困ったときには心から相手の助けになりたいという気持ちでお互いを支え合い、こういった関係は世界にも類をみない、もはや友人関係を越えた家族・兄弟のような関係ではないかと思う次第です。

私は、この良好な関係を一層発展させるため、貴議会にて「日台友好議員連盟」を立ち上げていただき、地方間の姉妹交流協定や覚書を結び、台湾と九州・山口との友好を増進したいと考えており、その実現のため、互いに力を合わせて推進させていただきたく、この手紙を貴殿に差し上げた次第です。可能でございましたら、ご都合の良い時期に御地をお訪ねし「日台友好議員連盟」についての意見交換や、名所や特産品をはじめとする台湾へのアピールを実際にご紹介いただきながら、台湾との観光や経済、教育、文化、スポーツ交流における連携について一緒に探っていきたく願っています。

また、すでに締結しておられる議会におかれては、現在の姉妹交流を活発化させ、さらなる関係増進をお願い申し上げる次第です。もちろん別の分野において別の姉妹交流先を探すことも可能でございますので、よろしくお願いいたします。

台湾の地方議会との友好交流の協定や覚書の締結にあたっては、様々な観点からふさわしい交流先をご提案いたしますし、交流先のご希望があれば期待に添えるよう全力で努めてまいり所存でございますので、ご遠慮なく連絡いただきますようお願いいたします。

時節柄ご自愛くださいますよう祈念申し上げ、台湾にとって、九州・山口が一番親しい日本の地域になれるよう、良い御縁があることを期待しながら筆をおかせていただきます。 敬具

中華民國 111 年 (2022 年) 2 月 吉日



台北駐福岡經濟文化辦事處

(總統府前機要室長・元駐日大使許世楷補佐官)

處長(總領事)

陳銘俊

臺日地方府會締盟情形一覽表(依結盟日期排序)

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
1	1979/10/10	雲林縣	虎尾鎮	青森縣	大間町	姐妹町						
2	1982/10/8	花蓮縣	花蓮市	沖繩縣	與那國町	姐妹都市						
3	1983/7/22	彰化縣	埔鹽鄉	德島縣	牟岐町	姐妹鄉町						
4	1988/5/3	南投縣	鹿谷鄉	福島縣	玉川村	友好都市						
5	1988/8/10	新北市	石門區	福井縣	美浜町	姐妹都市						
6	1989/10/28	苗栗縣	卓蘭鎮	群馬縣	上野村	姐妹都市						
7	1991/10/3	屏東縣	萬巒鄉	秋田縣	上小阿仁村	姐妹都市						
8	1995/9/26	宜蘭縣	蘇澳鎮	沖繩縣	石垣市	姐妹都市						
9	2000/7/5	高雄市議會		神奈川縣	橫濱市議會	姐妹議會						
10	2001/7/9	花蓮縣	瑞穗鄉	秋田縣	美鄉町	友好町鄉						
11	2001/11/12	高雄市議會		大阪府	大阪府議會	姐妹議會						
12	2003/4/21	新竹縣	新竹市	岡山縣	岡山市	友好交流都市						
13	2005/5/23	花蓮縣	花蓮市	宮崎縣	高千穗町	友好城市 2019/10/8升格為姊妹城市						
14	2006/1/20	台南市		宮城縣	仙台市	交流促進都市						
15	2006/5/22	台北市		神奈川縣	橫濱市	夥伴市						
16	2006/11/1	高雄市		東京都	八王子市	友好交流城市						
17	2007/3/6	台中市	石岡區	鳥取縣	三朝町	交流促進都市						
18	2007/6/28	基隆市		沖繩縣	宮古島市	姐妹都市						
19	2008/9/3	彰化縣		北海道	旭川市	國際交流協定						
20	2009/1/16	台南市		栃木縣	日光市	觀光友好都市						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本 (縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互 訪	體育交流	民間往 來	慶典活 動	學生交 流	其他(如防災 等)
21	2010/7/27	台中市	大肚區	鳥取縣	北榮町	友好交流都市						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
22	2011/3/14	台中市、彰化縣、台東縣		靜岡縣		關於相互推動青少年交流之協定						
23	2011/10/5	台南市議會		石川縣	石川縣議會	友好交流協定						
24	2012/10/8	彰化縣	二水鄉	北海道	津別市	友好都市						
25	2012/11/1	高雄市		長野縣		觀光教育交流合作備忘錄(觀光、教育交流協力に関する覚書)為期3年，2016年4月1日更新						
5 26	2012/11/2	彰化縣		長野縣		觀光教育交流合作備忘錄(觀光・教育交流協力に関する覚書)2018年11月5日續簽，為期4年						
27	2012/11/29	高雄市	美濃區	岐阜縣	美濃市	友好交流協定						
28	2012/12/17	彰化縣		群馬縣		經濟友好交流協定(經濟分野における友好協力に関する協定)為期3年，2015年9月14日更新						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
29	2012/12/18	台中市		群馬縣		經濟領域友好合作協定書(經濟分野における友好協力に関する協定)						
30	2013/3/4	高雄市		群馬縣		經濟友好交流協定書(經濟分野における友好協力に関する協定書)為期3年、2016年3月25日更新						
31	2013/3/23	高雄市議會		熊本縣	熊本市議會	友好交流備忘錄						
32	2013/4/3	南投縣	水里鄉	山口縣	美彌市	友好交流備忘錄						
33	2013/6/12	彰化縣	鹿港鎮	長野縣	松川村	友好都市						
34	2013/7/31	台北市		靜岡縣	浜松市	觀光交流都市						
35	2013/9/9	高雄市		熊本縣及熊本市		國際交流促進備忘錄(國際交流促進の覚書、有關貿易、投資、觀光及教育及開拓定期航線)2017年1月11日締結為共同友好城市						
36	2013/10/21	新北市		三重縣		觀光交流協力協定						
37	2013/12/13	台南市民政局		群馬縣	水上町	友好都市協定						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
38	2013/12/19	台南市		滋賀縣		產業經濟觀光備忘錄						
39	2014/2/17	新北市、台北市、桃園市、嘉義縣、台南市、基隆市		靜岡縣		防災相互支援協定(防災に関する相互応援協定)						
40	2014/7/7	台南市		石川縣	加賀市	友好都市協定						
41	2014/7/8	高雄市		石川縣	加賀市	觀光交流協定						
42	2014/7/8	高雄市	鼓山區	石川縣	加賀市	友好交流協定						
7 43	2014/7/9	彰化縣	彰化市	石川縣	小松市	邁向簽訂友好交流都市協定之確認書(友好交流とし協定に向けての確認書、雙方議會簽署友好協定書), 2017年10月10日簽署姐妹都市(友好都市)						
44	2014/7/25	台北市		島根縣	松江市	交流促進備忘錄(交流促進覚書)為期5年						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
45	2014/9/11	台北市	文山區	大阪府	松原市	友好交流備忘錄(友好交流覚書)						
46	2014/10/13	台北市		愛媛縣	松山市	友好交流協定(2017年12月12日續約)						
47	2014/10/17	新竹縣		青森縣	青森市	友好交流協定						
48	2014/11/7	彰化縣	社頭鄉	群馬縣	渋川市	友好協力協定(2017年10月30日更新)						
49	2015/4/16	彰化縣	員林市	群馬縣	渋川市	友好協力協定(2017年10月30日更新)						
50	2015/7/14	高雄市	教育局	長野縣	松本市	健康福祉教育領域之交流備忘錄(健康福祉教育分野の交流に関する覚書)						
51	2015/8/25	台中市		大分縣		觀光友好交流備忘錄						
52	2015/9/1	高雄市	大樹區	北海道	大樹町	友好交流協定						
53	2015/10/22	台北市	士林區	大阪府	大阪市浪速區	友好交流合作備忘錄(友好交流協力覚書)						
54	2015/10/22	雲林縣及斗六市、麥寮鄉、古坑鄉、北港鎮、虎尾鎮		群馬縣	桐生市	友好合作備忘錄(友好連携に関する覚書)						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
55	2015/11/1	澎湖縣		靜岡縣	西伊豆町	友好交流意向書(友好交流提携書)						
56	2016/1/21	台東縣		三重縣	伊賀市及志摩市	自治體間合作備忘錄(自治體間連携覚書)						
57	2016/1/22	高雄市		三重縣		國際交流促進備忘錄(國際交流促進覚書)						
58	2016/3/14	南投縣	南投市	宮城縣	栗原市	國際友好交流協定(2020/11/23升格為姊妹都市)						
59	2016/4/21	彰化縣	永靖鄉	群馬縣	片品村	友好協力協定(友好協力に関する協定)						
60	2016/5/18	高雄市		山形縣		經濟及文化交流友好合作備忘錄(經濟交流・文化交流における友好協力に関する覚書)						
61	2016/5/18	台北市		愛媛縣		友好交流備忘錄(國際交流促進覚書)						
62	2016/5/19	桃園市		石川縣	加賀市	友好城市協定書(友好都市協定書)						
63	2016/6/15	新竹縣		宮崎縣 議會		交流合作備忘錄						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
64	2016/7/18	桃園市		香川縣		交流協定(交流協定)						
65	2016/8/9	桃園市		千葉縣		友好交流協定						
66	2016/8/24	宜蘭縣		山形縣		友好都市合作協力備忘錄(友好都市提携協力覚書)						
67	2016/8/25	高雄市		秋田縣		國際合作交流備忘錄(國際交流協力覚書)						
68	2016/9/1	桃園市	復興區	和歌山縣	有田郡湯淺町	合作意願書						
10 69	2016/9/8	台中市		大分縣		友好交流備忘錄(友好交流に関する覚書) 2015年8月25日 觀光友好交流合作備忘錄、2015年11月27日 台中市觀光局與大分企畫振興部簽署觀光友好交流合作協定書(觀光友好交流連携に関する協定書)						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
70	2016/9/16	桃園市		千葉縣	成田市	友好城市協定(友好都市協定書)同時成田國際機場與桃園國際機場締結姐妹機場備忘錄(姊妹空港覚書)						
71	2016/9/29	南投縣	文化局	秋田縣	三種町	友好交流備忘錄(友好交流覚書)						
72	2016/10/1	宜蘭縣	三星鄉	岐阜縣	岐南町	友好交流備忘錄						
73	2016/10/3	台北市	士林區	山口縣	萩市	友好交流備忘錄						
74	2016/10/13	新北市	消防局、教育局	神奈川縣	安全防災局、教育委員會	防災合作及教育交流協定(防災に関する相互応援協定書)、增進高中相互交流協定書(高校生の相互交流推進に関する協定)						
75	2016/12/14	台中市		青森縣及平川市		友好交流協定書(友好交流に関する協定書)						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
76	2016/12/20	高雄市	教育局	東京都	教育委員會	教育交流備忘錄						
77	2016/12/22	嘉義縣	嘉義市	廣島縣	尾道市	友好交流協定						
78	2017/1/10	台南市議會		石川縣	金澤市議會	友好交流協定書						
79	2017/1/13	高雄市	田寮區	大分縣	竹田市	觀光文化友好交流都市備忘錄(觀光文化友好交流都市協定覚書)						
80	2017/2/8	台北市		福岡縣	福岡市	創新創業國際交流合作備忘錄(スタートアップ國際交流支援に関する覚書)						
81	2017/2/9	台中市		大分縣	中津市	促進自行車旅遊及觀光友好交流協定(サイクルツーリズム及び觀光友好交流の促進に関する協定書)						
82	2017/2/10	台中市		三重縣		促進國際交流備忘錄(國際交流促進覚書)						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
83	2017/2/17	高雄市		栃木縣		經濟及教育友好合作備忘錄(經濟分野及び教育分野における友好協力に関する覚書)						
84	2017/2/21	新竹縣		宮崎縣		交流協定						
85	2017/4/17	苗栗縣	頭份市	千葉縣	富里市	友好城市協定書						
86	2017/4/28	基隆市		廣島縣	吳市	姐妹市協定(姉妹都市提携協定書)						
87	2017/5/1	基隆市		香川縣	高松市	交流協定書						
88	2017/5/4	南投縣	竹山鎮	福島縣	南相馬市	友好協定						
89	2017/5/20	台北市		和歌山縣	和歌山市	交流促進備忘錄(交流促進覚書) 2019/03/15續約						
90	2017/5/31	南投縣	埔里鎮	鹿兒島	出水市	姐妹城市盟約協定書(姉妹都市盟約協定書) 2017年2月8日簽署友好交流備忘錄						
91	2017/6/1	台中市		愛媛縣		友好交流備忘錄(友好交流覚書)						
92	2017/6/24	台南市		靜岡縣	富士宮市	友好交流協定						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
93	2017/7/12	新竹縣		高知縣		教育暨文化交流備忘錄						
94	2017/7/14	新北市	烏來區	北海道	白糠町	友好交流合作備忘錄(友好交流提携覚書)						
95	2017/7/31	宜蘭縣	羅東鎮	宮崎縣	西都市	相互交流城市合作協定書(相互交流都市提携に関する協定書)2018年7月30日締結姐妹市						
14 96	2017/9/11	新竹縣	竹北市	石川縣	內灘町	交流協議書(友好交流の協議に関する基本合意書)2018年5月16日簽署建立友好城市協議書						
97	2017/9/29	台中市		廣島縣	尾道市	友好交流備忘錄(友好交流覚書)						
98	2017/10/5	桃園市		宮崎縣		友好交流協定						
99	2017/10/13	嘉義縣	新港鄉	岐阜縣	飛驒市	友好關係協議書(友好都市提携協定)						
100	2017/10/19	高雄市	消防局	靜岡縣	危機管理部	防災相互支援協定(防災に関する相互応援協定)						
101	2017/10/23	台中市	觀光旅遊局	鳥取縣	觀光交流局	觀光友好交流合作協定(觀光交流提携に関する協定書)						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
102	2017/10/24	新竹市		岡山縣	岡山市	市政合作交流備忘錄						
103	2017/10/31	高雄市	大樹區	群馬縣	渋川市	友好合作協定						
104	2017/11/3	苗栗縣	苗栗市	千葉縣	木更津市	友好都市協定						
105	2017/11/9	台中市議會		石川縣	金澤市議會	友好交流協定						
106	2017/11/17	台北市	產業發展局	北海道	札幌市	經濟交流合作備忘錄 (經濟交流に関する覚書)						
107	2017/12/4	台南市		青森縣 及該縣 弘前市		三方友好交流備忘錄						
108	2017/12/6	台南市		山形縣	山形市	友好交流促進之協定書 (友好交流促進に関する協定書)						
109	2017/12/18	高雄市		北海道	札幌市	觀光交流備忘錄(觀光交流に関する覚書)						
110	2018/1/15	高雄市		山梨縣		國際友好交流備忘錄 (国際友好交流に係る覚書)以換文方式						
111	2018/4/19	基隆市		熊本縣	八代市	友好交流協定(友好交流協定)						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
112	2018/4/24	新北市議會		神奈川縣	神奈川縣議會	友好交流備忘錄(友好交流に關わる覚書) 延續2008年4月16日神奈川縣議會與台北縣議會友好交流協定						
113	2018/4/27	台南市	善化區	鹿兒島縣	阿久根市	友好交流協定意合書(交流協定意合書)						
114	2018/5/26	台南市	白河區	福井縣	南越前町	友好交流協定書						
115	2018/5/29	台中市		山形縣		友好交流合作備忘錄(友好協力に關する覚書)						
116	2018/5/30	新北市	瑞芳區	香川縣	琴平町	友好交流協定書						
117	2018/6/1	花蓮縣	新城鄉	三重縣	志摩市	友好交流協定						
118	2018/6/7	高雄市議會		和歌山縣	和歌山市議會	交流促進備忘錄						
119	2018/6/13	台南市議會		京都府	京都市議會	友好交流協定						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
120	2018/7/6	高雄市議會		山梨縣	山梨縣議會	友好交流促進備忘錄						
121	2018/7/7	台灣地方議會友日議員聯盟		日本全國日台議員協議會		友好交流協定書						
122	2018/9/13	高雄市	教育局	長野縣	教育委員會	教育交流合作備忘錄(教育交流協力に関する覚書)						
123	2018/11/2	台中市		鳥取縣		友好交流協定						
124	2018/11/2	台中市		長野縣及該縣駒根市		三方國際交流促進備忘錄						
125	2018/11/2	台中市		愛知縣	名古屋市	觀光友好城市備忘錄(觀光分野における両市間のパートナー都市協定に向けた覚書) 20191025簽署「觀光友好城市交流協定」						
126	2019/1/9	高雄市	文化局	東京都	世田谷區	文化交流備忘錄(高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書)						
127	2019/1/17	花蓮縣	吉安鄉	德島縣	德島市	友好交流協定						

編號	結盟日期	台灣(縣)	地方機關	日本(縣)	地方機關	類型	交流項目指標					
							首長互訪	體育交流	民間往來	慶典活動	學生交流	其他(如防災等)
128	2019/2/16	臺南市	六甲區林鳳社區發展協會	石川縣	金澤市花園地區町會連合會	友好交流協定						
129	2019/5/24	臺北市	士林區	富山縣	射水市	友好合作協定(備忘錄) 20190524草簽,預計201907正式簽署						
130	2019/7/10	臺南市議會		和歌山縣	和歌山市議會	友好交流促進備忘錄						
131	2019/11/24	花蓮縣	花蓮市	岩手縣	盛岡市	友好城市						
132	2020/11/26	南投縣	南投市	宮城縣	栗原市	姊妹都市						
133	2020/12/5	高雄市	鼓山區	富山縣	冰見市	友好交流都市協定						
134	2021/4/27	屏東縣議會	臺日友好議員聯盟	鹿兒島縣議會	與臺灣友好交流議員聯盟	友好交流備忘錄						
135	2021/5/20	臺南市議會		山口縣議會		友好交流協定						
136	2021/6/30	臺南市		京都府	京都市	交流推進協定						
137	2021/8/30	新北市	平溪區	福岡縣	田川市	友好交流備忘錄						
138	2021/9/10	高雄市		京都府	京都市	「高雄」協定						
139	2021/10/6	臺中市	北區	大阪府	貝塚市	友好交流協定						
140	2021/12/21	新竹縣	橫山鄉	鳥取縣	若櫻町	友好交流協定						

人権侵害に対する救済申立

山岸田首相の下で、私はすべこの自由を奪われたいです。私は家
にいても外出しても周囲を政府の圧力のかかった行為で囲まれて
いかなる自由な活動もできません。あらゆる国家機関及び民
間人は圧力に従って行動するのです。私が訴えを提起して裁
判所に行けば裁判官はいつも圧力に従って指示された通りの
判決を書いて司法権の独立を侵害し、また、医師は圧力に従
って入院した父に対して栄養を十分補給せず殺してしまつたので
す。それで私が殺人をした医師に対して告訴をすると検察庁は
「起訴する」と言いながら起訴せずその殺人は闇の中に葬り込ま
れたのです。そして、ある政治家は、これからの予定にフリーに聞きつけ
「四段階ある」と言つていたのですが、その後私がキリスト教の教会
に行くとき、牧師に圧力をかけて宗教上の手段によつて二度にわたり
私を殺そうとしたのです。また、敬言家系は防衛大学校の超心理学
教授の指示に従つて私の周囲にいる人に圧力をかけて指示した



通り行動させ私の周囲を圧力のかかった行為で取り囲み私のす
 べこの自由を奪っているのです。そして敬言察は私の住居に無断で
 侵入して多数の物を損傷するのです。また私が歯科医院に行
 くと圧力に従って抜く必要のない歯を抜いてしまうのです。そもま
 た、私は以前に受けた国家公務員上級試験の法律学の試
 験では一次試験で合格点を取ったにもかかわらず人事院は合
 格させず、司法試験においては第一次試験で二度合格点を
 取り一度は満点であったのに司法試験管理委員会は合格
 させなかったのです。止むを得ず受けた裁判所上級試験では
 最高裁判所は私に対して他の人と異なる問題を出させること
 もしたのであります。この合格点を取っていたこと及び異なる問題で
 あつたことは後になって私の周囲にいる人に知らされたのです。
 また敬言察はどの鍵でもあけられる器具を使って私が留守を
 すると私の家に自由に出入して蛇をおいたり、明かりをつけたまま
 にしていたり、本にダニを付着させて読めなくしたりした。放題して

いるのです。そして私が使っていた銀行の貸金庫の中に入れていた物を一時なくしたり際限のない事をしているのです。また電話をかけてきて「そろそろ用がなくてもこちらに用があるのだ」と言っているのです。

このように私が起訴をすれば裁判所に圧力をかけ、犯罪の告訴をすれば検察官に圧力をかけるといふようにどんなに違法行為をしてもそれを管轄する官庁に圧力をかけて思いうまみに動かせばよいとの考えでした。放題をして法がないのと同じ状況なのです。こうして私に対する人権侵害は殺人、三権分立制の侵害など日本国にとって重大な事件を引き起こし続けているのです。

この人権侵害は、防衛省の所轄する防衛文学校における超心理学の研究のため始められました。この超心理学の研究とは次の通りです。担当者には私の内心で思考していることが分かる方法があり、それによって私がこれから行こうとする所を前もって知る事ができ、私の行く先々に圧力をかけて私の行動を妨害し、

私の周囲を圧力のかかった行為で取り囲むことが出来るのです。そ
 して地球の裏側に致るまで遠隔地にいる人の顔のイメージを浮か
 べて話しかけることによる電話・無線通信によらず声を聞えさせ
 て会話をを行うことができ、また私の思考を常に観察しながら思
 考を操り、笑わせること、泣かせること、怒らせること、好き嫌いな
 感情を操り、その感情にもとづく表情を操ることもされるのです。
 さらに眠らせないこと、睡眠から自由に目を醒ますさせること、自由な
 夢を見させることも每晚されるのです。そして自由な匂いを嗅かせ
 ること、食べた物を吐き出させること、心臓を激しく鼓動させること、
 さらに私の目を通して物を見ることもでき、以前に私が持っていた
 自動車に無線操縦装置を取り付けてブレーキを利かせず自
 由に運転して道路から転落させる事故を起こすこともされたの
 です。また重力に反して足を上下前後左右に揺さぶって悪い足を
 痛めつけるのです。このようなことが毎日一日中交替で行なわれ
 ているのです。この超心理学の研究についてはアメリカ合衆国におい

工衛星と地上との通信を通信手段によらずにこの超心理学の手段によつて行う実験がされたことがあることが新聞で報道されてい
ます。しかし、この超心理学の内容が該当する人は限られており、ア
メリカ合衆国で実験されたことがある宇宙飛行士、財務省の高官、
裁判所のエリートなど少数であるのです。

この私に対する人権侵害は、防衛省の制服組、背広組、及び防
衛大学校の超心理学の担当者、国際社会に分つていとも国民
に知られていとも人権侵害を続けさえできれば良、との考えで行なわ
れ、そして防衛省が国民に負ける誤にはいかならう能心度で続け
られているのです。このような状況は毒がスを制衣造し、中国大陸で
細菌の人体実験を行つた戦前の日本軍と全く変わらないのです。
また、加木橋、築堤など難工事の時、神の心を和らげ完成を期す
るためにいけにえとして生きた人を水底、土中に埋めたことを意味する
「人柱を立てよ」と私の周囲にいる人に言わせて、防衛省は、私を犠
牲にして自衛隊の安全を祈願しているのです。

そして、私に対する人権侵害について国会議員が「このようなことは止めましよう」と首相に言い、民間人の偉い人は「主君封じ込め」と、気が狂ったような悪心事をする人は牢に閉じ込めておけば良いと言ったのです。

また、日本政府が、世界各国が注目する中で人権侵害を隠す様子もなく公然と行っているのが、米国会元大統領は、人権侵害が「まる見えだ」と発言し、また文明社会以下で法を守ることもない「野蠻人めだ」とも言い、そして、この日本の無法国家の様子を見て米国会議会の議員は「無茶苦茶だ」と言い、そしてまた別の米国会議会の議員は日本政府の人権侵害の様子を見て「占領し直すか」と発言し、日本を戦後の占領時代と同様に占領して日本の政治体制を見を変えろかと言っているのです。また、防衛のためなら殺人、司法権の独立の侵害、人権侵害など何をしてよいという事であり、核兵器を持つは便いかなあとの判断で米国は日本には「核は持たせない」と言っているのです。

このような人権侵害は山岸田首相も私の行為、思考及び人権侵害の状況を記した書面を見て全部知っているのです。これは国際連盟を脱退したり人権無視の政治をした戦前刑の日本と同様であり、日本の国会議員が言うように「いつか来た道」であるのです。山岸田首相は、残忍、悪質、非道な政治家であると言わねばなりません。

また、山岸田首相は、社会において望ましいと考えられている価値観や価値体系に基づく意識や行動様式、生活態度の形成を目ざす道徳教育を行っているのですが、新聞には「国による道徳の押し付け」になるとか、多様な価値観が要請されるのに「画一的な価値観を押し付ける」と書かれてあり、また道徳教育は個人の尊重、思想良心の自由、学問の自由、教育を受け、権利をそれぞれ定める憲法一三条、一九条、二三条、二六条に反すると書かれております。また学校現場は、人権侵害である道徳教育に戸惑い、道徳の教材を少しずつ区切って読み

そのたびに意見を出し合う「分断読み」や教材を最後まで読まず、途中で切った意見を言い合う「半断読み」が編み出され、いと書かれています。岸田首相は、全国の国公立の小学校・中学校の全部の見学・生徒に対する人権侵害を行つてゐるのです。それで私は人権侵害に対する救済申立を全国の都道府県の議会議員、労働組合員、及びほとんど全部の市区町村議会議員、労働組合員、及び婦人会会員に出しました。

そして岸田首相は、過般に行なわれた自由民主党の總裁選挙において、「今人権問題について言わねえいませが、私が首相になつたら人権侵害を担当する専門の補佐官を置いて人権侵害を止めます」と言ひながら岸田首相の第一次内閣において言つたことを忘れたように補佐官を置かず、私の人権問題を担当する補佐官を置かないと手紙に書くためのメモをみると、私の行動を記した書面を見て思ひ出したかのように

悪くすくあわて第二次内閣になつて問題をすりかえ日本ではなく中国政府の香港・新疆ウイグル自治区での人権侵害を担当する補佐官を置いたのです。

そして、私は司法試験の第一次試験では二回にわたリ、国家公務員法律学の上級試験では第一次試験で一回合格点を取つたにも関わらず合格とされなかつたのです。別の国家公務員法律学の上級試験の第一次試験では高得点を取らせ二位と大差をつけるようにして、裁判所の極めて高い地位につけるから合格させない。またこのことについては本人の同意を得ていると国会議員・報道機関をだまして私には全く知らせず、後に存つてから知らせたのです。それで国会議員も報道機関もこのことを知つていたから私に対する人権侵害を批判することができ、存いのです。これは防衛省がした策略であるのです。報道機関が人権侵害を批判できないと言つて報道機関は怒つて、人権侵害をしてゐる山岸田首相をほめ上げるなど山岸田首相に有利

な報道をすゝることを覚悟の上で書いているのです。

令和三年十一月二十日

土居俊文

世界各國代表

國際連合人權理事会

殿

令和4年3月15日

コロナ感染拡大防止策に関する陳情書

山陽小野田市議会 議長 殿

千葉県柏市五條谷306-7

津田 紳二

電話 [REDACTED]

[REDACTED]

要旨

界面活性剤で日本を救う！

界面活性剤付きの空気清浄機でコロナ死亡者数を減らす

内容

私はコロナ対策空気清浄機の開発者です。界面活性剤を使ったコロナ対策を提案します。厚生労働省は界面活性剤によるコロナウイルスの不活性化を1年半前に発表しました。界面活性剤を空気清浄機のフィルターにドブ浸けするだけで、コロナ対策空気清浄機を作れます。負イオン（アニオン性）の界面活性剤であれば、陽イオンのコロナウイルスを電氣的に吸着できますので、さらに効果が期待できます。

国がこれを発表し、空気清浄機の各メーカーが界面活性剤付きの空気清浄機を量産すれば、日本に強力なコロナ防衛ラインを築けます。

または、既存の空気清浄機のフィルターにアニオン性界面活性剤を付ければ、原価50円でコロナ対策空気清浄機を作れます。

私はこれを各自治体様にお願いしたいと考えております。

現在1日当り、100名以上の方がコロナで亡くなられています。

私は1人でも2人でもこれで救えたら、嬉しいです。

各自治体様におかれましても何人かの方が亡くなられていると思います。この界面活性剤付きの空気清浄機でなんとか死亡者数を減らしませんか？

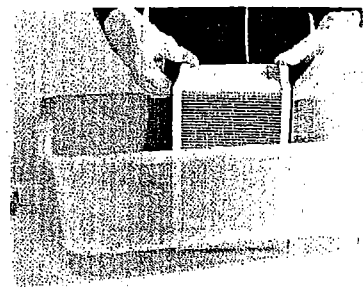
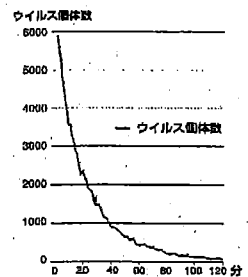
やり方は簡単です。既存の空気清浄機のフィルター部を界面活性剤0.1~2%溶液にどぶ付けして、2日~3日乾燥させて再組立するだけです。やり方を写真付きで解説しますので、これを広報でお知らせしていただませんか？

これは小さな話かもしれませんが、これをメディアが取材し日本中が知ることであれば、大きな話に発展するかもしれません。まずは第一歩です。

よろしく願いいたします。



公約機関の試験で実証
ウイルスを99%除菌



〒 756-8601
山口県山陽小野田市日の出1丁目1-1
山陽小野田市役所

山陽小野田市議会 議長殿

令和4年(2022年)3月21日

陳 情 書

陳情者
女性スペースを守る会 - LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会 -
共同代表 飯野香里/井上恵子/永田マル/山田響子

住所
〒242-0021 神奈川県大和市中央2-1-15-5 階
大和法律事務所内

女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情申し上げます。

陳情の趣旨

労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国(内閣府)に申し入れて頂きたいと陳情するものです。



陳情の理由

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。

よって、陳情の趣旨記載のとおり求めます。

なお、「趣旨採択」などの方法によっても貴議会が賛意を示してくださると幸いです。また、陳情者が貴自治体の住民でない場合に写しを議員配布にのみ行う規定がある場合には議会で議員発議を行い、同一または類似趣旨での意見を挙げて頂きたいお願い致します。

また、会の会則及び趣意書を添付致します。何かありましたら下記までお問い合わせ下さい。

FAX: [REDACTED] / メール: [REDACTED] / 電話: [REDACTED]

以上

「女性スペースを守る会」設立趣意書

2021年9月18日

「女性スペースを守る会 — LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会 —」の設立趣意は、次の通りです。

- 1 今、国会では「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(第197回衆議院第12号)が閉会中審査とされ、自民党においてもLGBT理解増進法の策定が議論されています。
私たちは、誰もが幸福追求権・人格権を持ち、その権利は尊重されるべきものであると考えています。しかし、LGBTのうちの「T」であるトランスジェンダーにかかる『性自認』に関しては、十分な議論が必要だと考えます。
特に女性トイレなど女性スペースが守られるのが心配で、ここに、私たちはこの会を発足させました。
- 2 私たちは今、この新法がこのまま成立すれば、不特定多数が利用する女性トイレを、身体が男性のままである女性を自認する者が、当然に利用できる権利が認められるかのような言説を各所で見かけ、不安と恐怖を感じています。女性自認者は法的には男性であり、身体違和感があることを条件としません。
法案の記者への説明では「男の格好をしたままの人が入ってくることはないから安心してほしい」とも言われますが、それは逆に言えば「女の格好をすれば実質、どの男も入れるようになる」ということになります。
そもそも、「女の格好だから女」というのは、「性の多様性」を尊重する法律であるのにこれを否定する説明であり、明らかに自己矛盾しています。女性の中にもいわゆる男らしい態度と体格を持つ人も、男性の中にもいわゆる女らしい仕事や体形を持つ人がいる、それをそのままに尊重し、差別しないことが「性の多様性」を承認することであると私たちは考えます。
- 3 わが国には2003年成立の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法」があり、既に約1万人の方々性別変更を果たしています。それぞれの幸福追求権を保障するものとして、貴重な法律です。
しかし、性自認の問題はこれとまったく異なります。中には未成年や手術が健康上できないということなどから性別変更できず「トランスジェンダー」になっている方もいるでしょう。ですが、「トランスジェンダー」の中には、自らの身体に違和感を感じず、手術を考えてもいない人も多くいます。
冒頭の法案では「性自認=自己の性別についての認識をいう」と定義されているだけであり、身体違和感ある人とは限定されていません。
すなわち、冒頭法案のうち性自認に関わる部分は、しばしば「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の延長のごとく誤解されてしまいますが、その観点とはまったく異なった新しい「性自認」という概念・主張に基づく法案なのです。
- 4 どうかお考えください。
たとえ理念法であったとしても影響力は大きく、身体的に男性である「女性自認者」は、女性スペースの利用を公認されたと解釈して女性用スペースに入ってくるでしょう。そして、女性自認者と女性らしい装いの男性、更に良からぬ目的で入ってくる男性とは、外見からは区別できません。男性の中の一部に危うい人がいるのと同様に、女性自認者と女性らしい装いの男性の中にも危うい人はいるでしょう。この指摘は差別でもなんでもありません。その結果、危うい人が女性スペースに入ることがより容易になります。
もとより、女性自認者かどうか、また身体女性なのかどうか、更にその性的指向は男性なのか、女性なのかなどは入り口で確認などできませんし、人権上確認して良い筈もありません。不信を感じたとしても、入ることを公認された「女性自認者」かもしれないと躊躇し、従前より通報しにくくなります。警察もひるまない筈はありません。
いわゆる経産省トイレ裁判での、東京高裁の2021.5.27判決では、女性自認者の権利・法益と、女性らの権利・法益とが衝突する場面なのだと正しく指摘し、原告の請求を認めませんでした。その第一審2019.12.12の東京地裁判決では原告の主張を認めましたが、手術はしていないものの性同一性障害の特定人(原告)の勤務先である経産省内の特定トイレの使用という限定的な状況であったので認めたものです。すなわち、高裁判決によればもちろん、この地裁判決によったとしても、不特定多数が使う公衆の女性トイレを女性自認者が使えていい筈だ、ということにまったくなりません。
それが、今回の新法により、実質的には女性の装いをする男性の誰もが、不特定多数が利用する女性スペースに入れるようになって良いのでしょうか。
さらに「女性自認者」と装いとは関係ないのですから、男性が自由に入れるようになる恐れがあります。海外ではそのようなトラブルも既に起こっています。
- 5 女性トイレなどの女性スペースは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、勝ち取ってきたスペースです。

女性スペースでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。女性トイレがもし身体男性にも開かれるのであれば、個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室の盗撮被害の増加や盗聴さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出されることも増えるでしょう。警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすくなるのでは、という懸念もあります。

他方、女性自認者からは、男性トイレでは他の男性に違和感を持たれて入りにくい、女性と自認しているのに男性と分かってしまうのが辛いということから、女性トイレの使用を求めるとしています。

この両者の法益の重さを比較して下さい。女性の法益の方がより保護されるべきなのは、明らかではないでしょうか。

まして、女性自認者の法益尊重は、別の方法でほとんど解決できます。「女」「男」の他に「オールジェンダートイレ」を作る、様々な多様性ある男性の課題として当面、男性トイレを「男女」などと変更することによって可能です。男性からは女性自認者に対して違和感はあるけれども恐怖感はなく、女性自認者も「男女」などとすることにより入りやすくなります。女性自認者の法益は、このように別の方法にて確保できるのです。

冒頭の法案では、女性という性自認が「尊重」されることから、女性自認者が女性トイレに入ると解釈されやすいので、見直しが必要なのは当然ではないでしょうか。

6 また「性自認」をめぐるのは、女性トイレの他にも様々な課題があります。

女性用公衆浴場・温泉での問題、DV シェルターの問題、女子スポーツでの公平性、女子大、政党におけるパリティ（男女同数制）、各所のいわゆる「女性枠」の問題や、男性自認者（身体・法的には女性）を含めて刑務所等、自衛隊での扱い、統計の問題など多岐にわたります。医療現場での混乱も予想されます。

その一部は、理念法とは別に個別に議論され決められていくかもしれませんが、課題が山積していることは間違いがなく、国会で十分に議論されるべきものだと考えます。「理念法だから」と軽視して、議論も不十分なままに進めるは国会の責務に反し、後の混乱を招来するだけです。

7 これまで、「女性らしい装いの男性」が女性トイレを時に利用していることを知っておりながら、それを甘受してきた女性もいます。それはその方を傷つけたくなかったこと、トラブルを避けたかったからですが、時に不安を覚えることもありました。

しかし今、冒頭の法案が審議されるうえで、私たちは、女性自認者や「女性らしい」装いの男性が女性トイレ等を使用することを公に認めるべきでないことを、明確にするほかないと考えます。

あわせて、諸々の課題がある「性自認」については、ここで立ち止まり、広く国民の議論を喚起しつつ、十分な国会審議をされるよう求めます。

ここに本会の趣意書とします。

以上

会 則

- 1 (名 称) この会は、「女性スペースを守る会—LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会—」と称する。
- 2 (事務所) この会は、神奈川県大和市に置く。
- 3 (目 的) この会は、別紙趣意書における内容を目的とする。
- 4 (事 業) この会は、前項の目的を達するために、各政党、国会、行政、各自治体その他社会全体において必要な活動を行う。
- 5 (賛同者) この会の目的に賛同する者は、同趣旨のネット署名等に賛同することにより賛同者となることができ、事務局への連絡により退会する。
- 6 (経 費) この会に必要な経費は、寄付によってまかなう。
- 7 (役 員) この会の役員として、共同代表4人以上、事務局1人並びにその他の役員を置く。その任期は、成立後1年とし、再任等を妨げない。
- 8 (運 営) この会の方針決定並びに役員を選任・解任は、役員のお半数が了解した賛同者による告知したインターネット上のテレビ会議等により、そのお半数をもって定める。ただし全員一致の了解を目指すものとする。
上記会議の参加者らは、会議等により知り得た個人情報、その許可なく第三者に提供してはならない。
- 9 (会 計) 会計年度は暦年により、会計は年初めに、前項の会議に報告する。
- 10 (改 正) この会則は、第8項の会議にて、その出席者の3分の2以上の特別議決により変更ができる。
- 11 (解 散) この会は、会の目的を達したとき、又は前項の特別議決により解散する。
- 12 (付 則) この会則は、2021年9月18日のこの会の成立から適用する。

2021年9月18日

2022年4月1日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹様

小野田 3929 c -202

樋口晋也

陳情書

主文

広聴特別委員会においてモニター制度について様々な議論が行われておりますが、市民の意見を取り入れるためのモニター制度を謳っているにもかかわらず市民の意見を無視した、いわゆる市民不在の委員会運営によってモニター制度が決定されることには大きな問題があると考えております。市民からの意見をしっかりと議論しモニター制度を確立していただきますよう陳情いたします。

疑問点

①募集時の団体推薦の是非についての議論や委嘱年数についての議論も委員会で行われています。

その中で団体推薦導入肯定の意見で「他市の事例で若い人がいること」をメリットとして主張される意見がありました。その市ではどのような制度設計のモニター制度か本市議会の目的と一致した制度でなければ意味を成しません。

また、子育て世代の方々の参加が意見ででました。議員の皆さんは立候補前から議会運営を理解されていきましたか？本市のモニター制度は市民目線で議会運営についての意見を出していただくことを目的としていますが仕事に追われ、子育てに追われている若者や主婦の皆さんが、議会運営を理解して、それについて意見を言うことができる環境にあるのでしょうか？現実的な議論を期待します。

②昨年、団体推薦で小野田青年会議所の30歳代の吉村さんがモニターとして出ていました。彼は終了時の意見交換会で「モニター制度のことが良くわからない」と述べ、これまでのモニターの会議での議事録を見せてほしいと要望しました。しかしその時の委員長はそれを取り上げることなく、次年度への引継ぎも行われず今日に至っています。議論されるべきではないでしょうか。

③2021年11月12日に議会運営に関する要望書が出ています。その1つに、「昨年度のモニター制度の総括的な見解を明らかにしたうえで市民参画のモニター制度を確立してほしい」旨の内容がありました。このことはこの議長からも「この市民の意見について議論するように」と委員会で異例の要請がなされています。しかし明確に議論されず放置されたまま新しいモニター制度の詳細について議論されていることは、市民不在の議論で市民をバカにしたものです。

終わりに

議会が目指す「信頼される議会」であるための重要なポイントについて議長は「開かれた議会」であることが重要であると昨年の所信で発言しています。

市民に信頼される議会となるために先例に捉われず、1つ1つを丁寧に議論されるべきだと考えています。



令和4年3月28日

山陽小野田市議会議員 殿

東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル

海事振興連盟

会長 衛藤 征三郎

国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

陳情趣旨

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を貴議会より内閣総理大臣宛に提出願いたい。

謹啓 貴議会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私ども海事振興連盟は、超党派の国会議員350余名と海事関係団体等で構成される組織で、わが国の海事産業の発展に貢献すべく日々活動しております。

さて、国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」、ことを趣旨として、全国1,038万人の署名・約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成7(1995)年に制定され平成8(1996)年から施行されております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和16(1941)年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治9(1876)年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成8(1996)年7月20日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域(EEZ)200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19(2007)年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成15(2003)年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟193カ国のなかでいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案として



その成立を期することいたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日でありました。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えますと、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

また、2008年の国連総会において、「海を讃え、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため」、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されております。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例にあげるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、わが国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれたわが国は海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされている、と同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

つきましては、貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願いする次第です。何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

本状送付先:都道府県議会議長、市町村議会議長

写送付先:都道府県知事、市町村長

(注:市町村には東京 23 区も含む)

賛同している当連盟副会長

会長	榎	立	衆議院議員
副会長	塩谷	俊博	衆議院議員
副会長	二階	福志郎	衆議院議員
副会長	額賀	明	衆議院議員
副会長	甘利	誠一郎	衆議院議員
副会長	村上	茂	衆議院議員
副会長	石破	剛明	衆議院議員
副会長	松本	誠司	衆議院議員
副会長	前原	雄一郎	衆議院議員
副会長	玉木	幸男	衆議院議員
副会長	枝野	万里	衆議院議員
副会長	海江田	啓一	衆議院議員
副会長	石井	伸幸	衆議院議員
副会長	馬場	洋一	参議院議員
副会長	官沢	那津男	参議院議員
副会長	山口	輝彦	参議院議員
副会長	増子	順三	参議院議員
副会長	山本		

本件に関するお問い合わせ先:

海事振興連盟 事務局 担当:石川 尚

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル

電話: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

Eメール: [REDACTED]

参考

意見書のサンプル(一例)

令和4年〇月〇日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

〇〇〇議会

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

わが国と海との歴史的、文化のおよび経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上

(海事振興連盟事務局注)

内閣総理大臣宛に提出いただいた意見書の写をFAXまたは電子メールにて当連盟事務局にご送付いただけましたら幸いです。

(宛先 FAX: [REDACTED]、電子メール: [REDACTED])

参考: 地方自治法 第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

(表紙)

大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくことに関する陳情書



陳情書

(件名) 大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について

(要旨)

大谷地区周辺には、生活道路である市道後潟殿町線の両サイドに、すでに稼働中の残土処分場が3カ所と産業廃棄物処理場1カ所があり、住民はまさに処分場内で生活している観があります。静かな山間の開拓地を起源とする同地区は4カ所の処分場を抱える今や埋め立て地と化し、行き交う作業用トラックと作業から生まれる切迫した交通事故の恐怖や振動・騒音により、不健康で不安な生活を強いられています。その上さらに残土処分場が設置される予定であると言う。市役所の関係機関が一地域住民に「同意」もなく、残土処分場の設置を押しつけることは、憲法13条の幸福を追求する権利を奪う行為であるし、令和4年度の施政方針で説明された「持続可能な地域社会形成の大前提」である「住み慣れた地域で安心して暮していける」とはとてつもなくかけ離れた専決行為であります。

この設置が住民の「同意」もなく許可されると住民の生活は、今よりもさらに悪化すると考えられますので関係機関に、『山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例』に則り、事業者と関係者の協議をもとにした『同意書』の提出をまって許可するよう関係機関に要請していただきますようお願い申し上げます。

(理由)

1 私たち大谷住民は「死ぬまで大谷で暮し続けたい」という強い希望がある。

令和3年7月14日に市役所で大谷自治会長は市担当者と事業者に、残土処分場の設置に「同意しません」と大谷地区住民9割の意見を、代表して伝えました。

令和4年3月11日に市担当者から「業者の事業計画が一部の者が反対するために計画の推進が出来なくなることを防ぐため」に「同意なし」で許可する方向で話が進められているとの連絡ありました。『山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例』にそつた、事業者と関係者の協議もなく、市長の施政方針「高齢者も安心して暮し続けることができる住みよい地域づくり」とは全く反する、住民の生活実態を無視した、ただ『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条土地開発届出書の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」だけで機械的に専決行為がなされていることに驚きました。

令和4年3月27日コロナ禍、市内の感染者数が増加傾向にありましたが、大谷住民はピンチ上、やむにやまれず総会を開き、3月29日に、総意である「同意のない許可は出

さないで欲しい」という『要望書』を都市計画課長に提出しました。新年度が始まり『中期基本計画』による「住み慣れた地域で安心して暮していける」まちづくりが施策であるにもかかわらず、4月18日『要望書』の内容に基づかない「同意は必要ない」との回答でした。このような対応は、『要望書』に書いた生活実態に対して真摯に取り組まれていると判断せざるを得ません。

2 交通安全上の危険度が増している。

大谷住民数は24名、内70歳以上が13名で一日中家に居て、通院を必要とする方も多く住んでいますし、また買い物をする場所は4km以上離れているので、自家用車を使っています。

道路（後潟殿町線3km、道幅3.3m大型トラックがやっと通れる幅）は一車線で大谷自治会員は生活道路として通院・買い物・通勤・散歩等に利用しています。

現在、この道路を中心にして道路の後潟側入り口に化薬ヌーリオンの工場をはじめ、残土処分場（稼働中3、休止1）産業廃棄物処理場が1、資材置き場が1あり、大型トラックが行き交っているにもかかわらず、大型トラックと離合できる場所は5カ所で、他は私有地が公然と使われて、住民には負担です。特に、この度届出がされた残土処分場の周囲には、すでに2カ所の残土処分場が稼働しており、千崎地区にある産業廃棄物処分場等に続く道との分かれ道から2カ所の処分場までの道のりは約1kmあり、その間に大型トラックとの離合場所は1カ所しかありません。後は人家への進入路や玄関口で、大型トラックの進入は困難です。自然に、住民の運転する車が離合場所まで避難するしかありません。

このような道路状況の中で生活する大谷自治会員は、毎日「ヒヤリ運転」を強いられて生活せざるを得ない状況に追込まれています。

3 騒音と振動で心的、物的に支障が出て被害妄想に陥ってしまうような精神的に不安定な症状が現われている者さえいる。

道路は山道なので、運搬時エンジンの動力を大きくしなくてはなりません。また、山間なので作業音が響き渡ります。大型トラックの走行から出る騒音と作業音で、いつまでこのような状態が続くのかと精神的に追込まれる日々が続いています。

4 私有財産が被害を受けている。

道路幅が3.3mしかなく、カーブではトラックが曲がりきれず、私有地に入り込み当たり前のようには道路として使用され、私有財産が被害を受けています。また、道路脇の家では、これまでなかった壁が落ちたり、石垣やブロックにひびが入ったりした被害も受けています。

5 残土処分場予定地に隣接する大谷堤は農業用水をためておく施設で、近い将来地震等による想定外の災害が起こる予想がなされている今日、汚水の処理施設の強度が大きな課題となる。

大谷堤は渡り鳥の生息場所であり、また圃場整備をした後潟開作の農業用水の供給堤です。残土処分場から出る汚水は大谷堤に入ります。市民としては風評被害が心配です。

以上のとおり、現在大谷地区住民は悲惨な環境の中で、生命を保持するためのぎりぎりの生活を送っています。これ以上の生活環境の悪化は希望しません。また、大谷堤は市民にとって重要なため池です。

議長様には、大谷地区住民に憲法13条の保障する「幸福追求」の権利をお認めになり、『山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例』にそって、事業者による事業説明を聞く機会や、交通安全や防塵、騒音等の対策について話し合う協議の時間を何度ももち、その上で、地元関係者の同意をもって許可するよう関係機関に要請していただきますよう切にお願い申し上げます。

令和4年4月27日

陳情者代表

山陽小野田市大字郡437番地79

大谷自治会長 石川友一

電話

外18名

山陽小野田市議会議長 高松秀樹 様

大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情書に同意する関係者名簿

NO.	住所	氏名
1	山陽小野田市大字郡437番地	松田政明
2	山陽小野田市大字郡437番地116	原田巧
3	山陽小野田市大字郡437番地	田熊英輔
4	山陽小野田市大字郡437番地91	田熊京子
5	山陽小野田市大字郡10437番地51	市里茂
6	山陽小野田市大字郡437番地70	平内順次
7	山陽小野田市大字郡437番地79	石川満里

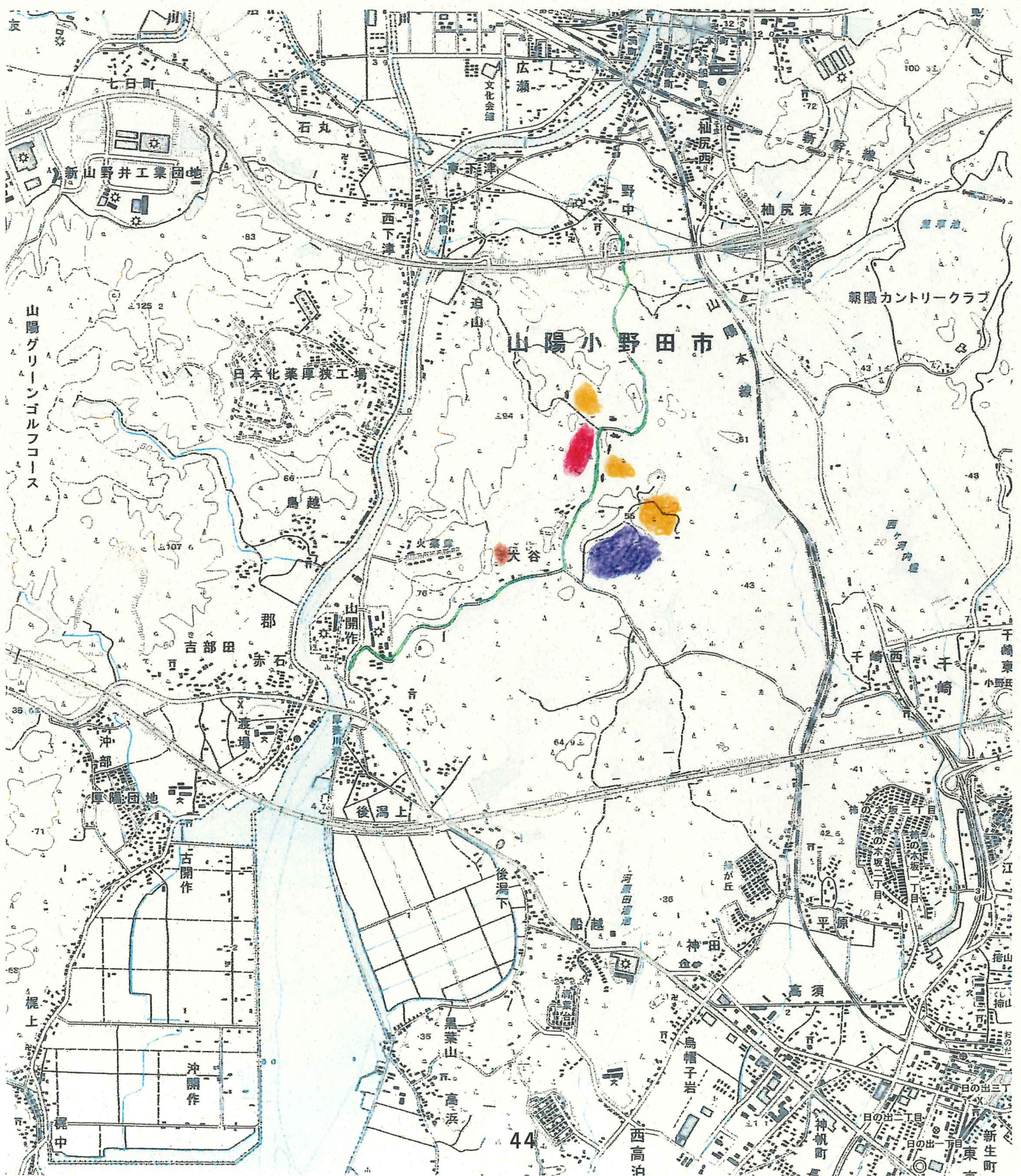
陳情書に同意する関係者名簿2

NO.	住所	氏名
8	山陽小野田市大字郡1906番地92	齊藤 清正
9	山陽小野田市大字郡1906番地92	齊藤 祥子
10	山陽小野田市大字郡1906番地6	沼田香代子
11	山陽小野田市大字郡1906番地 90	中洲 愛美
12	山陽小野田市大字郡851番地23	吉武 誠
13	山陽小野田市大字郡851番地23	吉武 浩子
14	山陽小野田市大字郡1906番地91	温井 令江
15	山陽小野田市大字郡1906番地91	温井 芳恵
16	山陽小野田市大字郡1906番地90	温井 貴史
17	山陽小野田市大字郡1906番地90	温井 真理子
18	山陽小野田市大字郡1906番地91	温井 武彦

並申
併

(残土処分場と産業廃棄物処理施設の設置場所の略図)

- 残土処分場 ● 残土処分場休止中地
- 残土処分場設置予定地
- 産業廃棄物処理施設



2022年5月15日

山陽小野田市議会 議長 様

辺野古を止める!全国基地引き取り緊急連絡会

(代表) 漆山 ひとみ (印)

(住所) 鶴岡市水沢字行司免 43-13

(電話) [REDACTED]

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

(陳情趣旨)

米軍統治下におかれた沖縄が日本国憲法の適用を求めて日本に「復帰」して今年で50年です。しかし沖縄では、今なお、憲法が定める基本的人権が脅かされている状況が続いています。この国の米軍専用施設の70%以上が国土面積0.6%の小さな沖縄に押しつけられており、この沖縄差別というほかない政策が、沖縄県民の命と尊厳を激しく傷つけているからです。戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄を「捨て石」にするかのような安全保障政策は、断じて許されるものではありません。

沖縄県民は、選挙や県民投票を含むあらゆる民主主義的方法を通して、このような政策の是正を求めてきました。2019年の辺野古県民投票でも、県民は明確に基地の押しつけにNOを示しました。しかし、日本社会はその声を無視し続けており、国連の人種差別撤廃委員会も、このような基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めています(2010年4月6日、国連文書番号 CERD/C/JPN/CO/3-6)。

歴史を振り返れば、日本は、琉球を併合して以来、とぎれることなく沖縄を犠牲にする国策を続けてきたのだと言えます。沖縄戦では沖縄を「本土」防衛のための「捨て石」にしましたが、戦後も同様の構図を維持するからです。サンフランシスコ講和条約では、「本土」は平和憲法のもと主権を回復しますが、沖縄は「本土」から切り離され、米軍基地の島とされました。この時期、基地のない平和を願う「本土」の世論を背景に、多くの基地が「本土」から沖縄へと移設されて行ったことを私たちは忘れてはなりません。沖縄が日本に「復帰」した後も、沖縄の基地負担割合はむしろ高まりました。そして、現在も、県民の民意を無視した辺野古新基地建設が強行され、南西諸島(琉球弧)全体の軍事化が進められています。

私たちが認識すべきは、このような沖縄を差別する国策を支えてきたのは「本土」の日本人ということです。主権者である私たち日本人は、民主主義のプロセスを通して、このような沖縄差別を継続してきたのです。したがって、私たち「本土」の日本人の一人ひとりこそ、この問題の当事者であり、責任者です。安全保障は国の専権事項などという逃げ口上はもはや通用しません。

私たちは、これまでの差別的な政策を沖縄県民に謝罪し、国策を方向転換させなくてはなりません。大多数の国民が日米安保条約の維持を望むのであれば、それを公平・公正に負担することは当然のことです。これまで沖縄に押しつけてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として国民全体で議論し解決していくべきです。私たちが求めるべきは、何よりも、沖縄を犠牲にしない安全保障政策です。

以上のような観点から、喫緊の課題として、下記の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国および国会に提出されるように陳情します。

(陳情項目)

1. 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること
2. 辺野古新基地建設を断念すること
3. 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること



各議会 議長 様

日々、住民の平和で豊かな暮らし、安全な環境を守るためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

軍隊を有する私たちの世界から戦争という存在が途絶えたことはありませんが、そのことを思うにつけ、いま頭をよぎるのは、圧倒的に不平等な基地負担を押しつけられている沖縄の現状です。ウクライナの状況を見ていると、戦争では「基地」が真っ先に攻撃を受けること、その周辺に住む住民はあっという間に逃げ場を失い、命を失うことがわかります。私たちはかつて沖縄を「捨て石」にして国を守ろうとしたことがあります。私たちは、そのような歴史を二度と繰り返してはならないと思います。

日本国憲法の前文に記されていますように、私たち国民には、主権者として政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように全力をあげて平和を成就させるために努める責任があります。また、法の下での平等という憲法の理念のもと、社会に生きる誰一人として不当な差別にさらされることのないよう努めることも私たち国民の責任です。安全保障の問題は国の専権事項であるので私たち国民は意見を言えないということはありません。

圧倒的に不平等な基地の集中によって、長きにわたり、沖縄の人々の平和で安全な暮らしが脅かされ続けています。これ以上、沖縄の人びとが危険な環境にさらされることのないよう、貴議会におきましても、真摯にこの問題と向き合い、国に意見書を提出することによって憲法に定められた国民の責任を果たして下さいますようお願い申し上げます。なにとぞ、ほんとうの平和を願う国民の思いをくみ取り、この陳情について真摯に議論して下さることを心よりお願い申し上げます。

2022年5月15日

辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会

沖縄に応答する会@山形

沖縄に応答する会@あきた

沖縄の基地を考える会・札幌

沖縄に応答する会@新潟

沖縄に応答する会@埼玉

沖縄の基地を引き取る会・首都圏ネットワーク（東京・神奈川）

沖縄差別を解消するために沖縄の米軍基地を大阪に引き取る行動

沖縄差別を解消するために沖縄の米軍基地を兵庫に引き取る行動

本土に沖縄の米軍基地を引き取る福岡の会

沖縄問題を考える上五島住民の会

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書（案）

米軍統治下におかれた沖縄が日本国憲法の適用を求めて日本に「復帰」して今年で 50 年である。しかし沖縄では、今なお、憲法が定める基本的人権が脅かされている状況が続いている。この国の米軍専用施設の 70%以上が国土面積 0.6%の小さな沖縄に押しつけられており、この沖縄差別というほかない政策が、沖縄県民の命と尊厳を激しく傷つけているからである。戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄を「捨て石」にするかのような安全保障政策は、断じて許されるものではない。

沖縄県民は、選挙や県民投票を含むあらゆる民主主義的方法を通して、このような政策の是正を求めてきた。2019 年の辺野古県民投票でも、県民は明確に基地の押しつけに NO を示した。しかし、日本社会はその声を無視し続けており、国連の人種差別撤廃委員会も、このような基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めている（2010 年 4 月 6 日、国連文書番号 CERD/C/JPN/CO/3-6）。

歴史を振り返れば、日本は、琉球を併合して以来、とぎれることなく沖縄を犠牲にする国策を続けてきたのだと言える。沖縄戦では沖縄を「本土」防衛のための「捨て石」にしたが、戦後も同様の構図を維持するからである。サンフランシスコ講和条約では、「本土」は平和憲法のもと主権を回復したが、沖縄は「本土」から切り離され、米軍基地の島とされた。この時期、基地のない平和を願う「本土」の世論を背景に、多くの基地が「本土」から沖縄へと移設されて行ったことを私たちは忘れてはならない。沖縄が日本に「復帰」した後も、沖縄の基地負担割合はむしろ高まった。そして、現在も、県民の民意を無視した辺野古新基地建設が強行され、南西諸島（琉球弧）全体の軍事化が進められている。

私たちが認識すべきは、このような沖縄を差別する国策を支えてきたのは「本土」の日本人だということである。主権者である私たち日本人は、民主主義のプロセスを通して、このような沖縄差別を継続してきたのだ。したがって、私たち「本土」の日本人の一人ひとりこそ、この問題の当事者であり、責任者である。安全保障は国の専権事項などという逃げ口上はもはや通用しない。

私たちは、これまでの差別的な政策を沖縄県民に謝罪し、国策を方向転換させなくてはならない。大多数の国民が日米安保条約の維持を望むのであれば、それを公平・公正に負担することは当然のことである。これまで沖縄に押しつけてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として国民全体で議論し解決していくべきである。私たちが求めるべきは、何よりも、沖縄を犠牲にしない安全保障政策である。

よって、本議会は、国および国会に対し、下記の事項を速やかに実現するよう要望する。

記

1. 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること
2. 辺野古新基地建設を断念すること
3. 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2022 年〇月〇日

〇〇〇〇議会議長 〇〇〇〇

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣

令和4年5月31日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202
政治団体 政経フォーラム 21
代表 樋口 晋也

申し入れ書

申請内容

山陽小野田市議会 6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。

申請理由

山陽小野田市議会の目指す「開かれた議会」の取材・調査・研究のため。

備考

申請許可を受けるにあたり必要な手続きや遵守すべきルールについては事前にお知らせいただきますようお願い申し上げます。

以上



山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(秘密の保持)</p> <p>第48条 秘密会の<u>会議録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第48条 秘密会の<u>議事の記録は、公表しない。</u></p> <p>2 <u>秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>
<p>(秘密の保持)</p> <p>第112条 秘密会の<u>記録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第112条 秘密会の<u>議事の記録は、公表しない。</u></p> <p>2 <u>秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>

申し合わせ事項新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議席の指定)</p> <p>1 2 - 1 議席は、最終番を議長、その一つ前を副議長、 1 番を監査委員とする。</p> <p>- 2 <u>その他の議員の議席は、議会運営委員会で協議の上、決定する。</u></p> <p>- 3 <u>申し合わせ事項 1 2 - 2 の場合において、会派所属議員は所属会派別に割り当てる。</u></p> <p>(議席の変更)</p> <p>1 3 議席の変更は、常任委員改選時<u>その他議長が必要と認めるとき</u>に行う。そのときに欠員がある場合は、最終番を充て、議長及び副議長の席はそれぞれ繰り上げる。 <u>その他の議員の議席は、申し合わせ事項 1 2 の例により決定する。</u></p>	<p>(議席の指定)</p> <p>1 2 議席は、最終番を議長、その一つ前を副議長、1 番を監査委員とし、一般議員の議席は抽選により決定する。</p> <p>(議席の変更)</p> <p>1 3 議席の変更は、常任委員改選時に行う。そのときに欠員がある場合は、最終番を充て、議長及び副議長の席はそれぞれ繰り上げる。</p>

山陽小野田市議会
議長 高松秀樹様


会派人数について見直しのお願ひ


議長におかれましては、議会改革及び公平な議会運営にご尽力いただき、感謝と敬意を表します。

さて、公明党が昨年11月25日に提出した、会派人数に関する要望書について、改選前の議会運営委員会で議論いただきました。その経緯を踏まえ、第一歩として政党については会派人数の見直しをいただきたく、ここにお願い申し上げます。

令和3年11月26日

公明党山陽小野田市議会議員

吉永美子 

岡山 明 



山陽小野田市議会議長 高松秀樹様

日本共産党市議会議員団 団 長 中島好人
幹事長 山田伸幸

議会運営改善についての申し入れ

日夜、議会運営に尽力されていることに敬意を表します。
さて、本会議の開催及び議会運営に際し、改善すべき点がいくつかあります。



第一がコロナ感染対策です。今年に入り、感染の第6波がわが山陽小野田市にも到来し、様々なところで感染を広げ、いまだに感染が収まっています。

特に、ゴールデンウィーク以降の感染が再び大きな波になっています。

これまで共産党議員団は、市長に対して議会を招集する責任として、出席者へのPCR検査を求めてきましたが、全く応えようとしていません。

議会としても本会議場での感染の広がりはいり止めていくことが必要であり、ぜひ議会として全議員のPCR検査の実施と、市長に出席参与のPCR検査の実施を求めていくことが必要ではないでしょうか。

第二点目が本会議場での議論の活発化です。

一番の問題は、会派代表者がおこなう三月議会での代表質問が、一般質問と大して変わらず市長相手の活発な議論がおこなわれていなかったことです。代表質問の見直しが必要です。

二つ目の問題が一般質問のあり方が、市長との議論を図るのではなく一執行部への単なる質問に終わっていることです。

三つ目の問題が議案の質疑が低調であることです。その原因は議案について、議案上程まで議案の検討がおこなわれていないのではと思われます。

以前おこなったような一般質問のあり方についての研修や、議員としての各種研修を議会としておこなうことが必要であると思われます。

第三が、議会と執行部のあり方が問われている問題です。

12月議会で審査した地域交流センターの議案は、問題点の指摘がおこなわれましたが議会として問題点の検討がおこなわれないうまま、議案がそのまま採決となりました。しかし、地域にあっては公民館運営協議会ですら議論されていない実態があります。「議案が通ってから説明する」という執行部の姿勢はまちがっています。

議会自身が市民の中に入って、この問題を調査することが必要でしたが、単に付帯決議に終わったことは、市民の思いが反映されたものではありませんでした。

一方で宇部市議会では、12月議会に提案された公民館の廃止条例が継続審議とされ慎重な姿勢を見せています。

山陽小野田市議会ではかつて、市民への説明不足や市民にとって不利益と思われる議案については慎重な検討を繰り返しており、今一度議会のあり方について検討が必要ではないでしょうか。

第四が、議長と副議長は議会の代表であり、会派に属したままの職務運営は改善し、会派を離脱すべきではないでしょうか。

以上4点について検討されるよう申し入れます。